

# 第61回 豊川市地域公共交通会議 資料

## <目 次>

1. 【報告事項（1）】豊川市地域公共交通計画の進捗状況等
2. 【協議事項（1）】一宮地区地域路線「十部公会堂前」バス停付近のルート変更
3. 【協議事項（2）】豊川市地域公共交通会議の廃止

令和6年3月28日

# 1. 【報告事項(1)】豊川市地域公共交通計画の進捗状況等

## 1-1. 豊川市地域公共交通計画の進捗状況

・豊川市地域公共交通計画で掲げる事業の進捗状況は以下のとおり。

事業の実施主体とスケジュール

項目	概要	実施主体	実施スケジュール					
			R3	R4	R5	R6	R7	
公共交通路線関連事業	① 基幹路線の改善・運行	移動ニーズ対応	豊川市 交通事業者					
	② 地域路線の改善・運行	移動ニーズ対応	豊川市 地域 交通事業者					
	③ 交通結節点の整備	ベンチ等の整備	豊川市 交通事業者					
利用促進関連事業	④ バス停の待合環境改善	ベンチ等の整備 バスロケーションシステム導入等	豊川市 交通事業者					
	⑤ 新たな料金体系制度の導入	料金体系の一体化	豊川市 交通事業者					
	⑥ 新たな料金支払方式の導入	定期券導入 QRコード決済等導入	豊川市 交通事業者					
	⑦ 公共交通案内の充実	時刻表等の作成 乗換案内の充実 バス誘導サイン等の充実	豊川市 地域 交通事業者					
	⑧ 周知・広報活動の実施	ホームページ、チラシ、 ポスター等による周知 イベント実施・啓発	豊川市等 地域 交通事業者					
	⑨ 利用促進活動等の実施	イベント実施等	豊川市 地域 交通事業者					
	⑩ 事業評価の実施	乗降調査等の実施 事業評価の実施	豊川市 地域 交通事業者					
その他事業	⑪ 新規移動手段の導入検討	デマンドタクシー実証実験の検討	豊川市 交通事業者					
		ボランティア輸送制度等の導入検討	豊川市 地域					

### ②地域路線の改善・運行

(1) 令和6年1月27日(土)

・御油地域バス路線協議会(実績報告、のりものカード周知、車両広告募集案内)

### ③交通結節点の整備、④バス停の待合環境改善

(1) 令和6年1月22日(月)

・「豊川駅前」バス停のベンチ増設(2基→3基)



### ⑨利用促進活動等の実施

(1) 令和6年1月16日(火)

・コミュニティバス乗り方教室(一宮地区民生・児童委員協議会)24人

(2) 令和5年7月21日(金)～11月30日(木)

・どう解く家康!?徳川家康謎解きゲーム

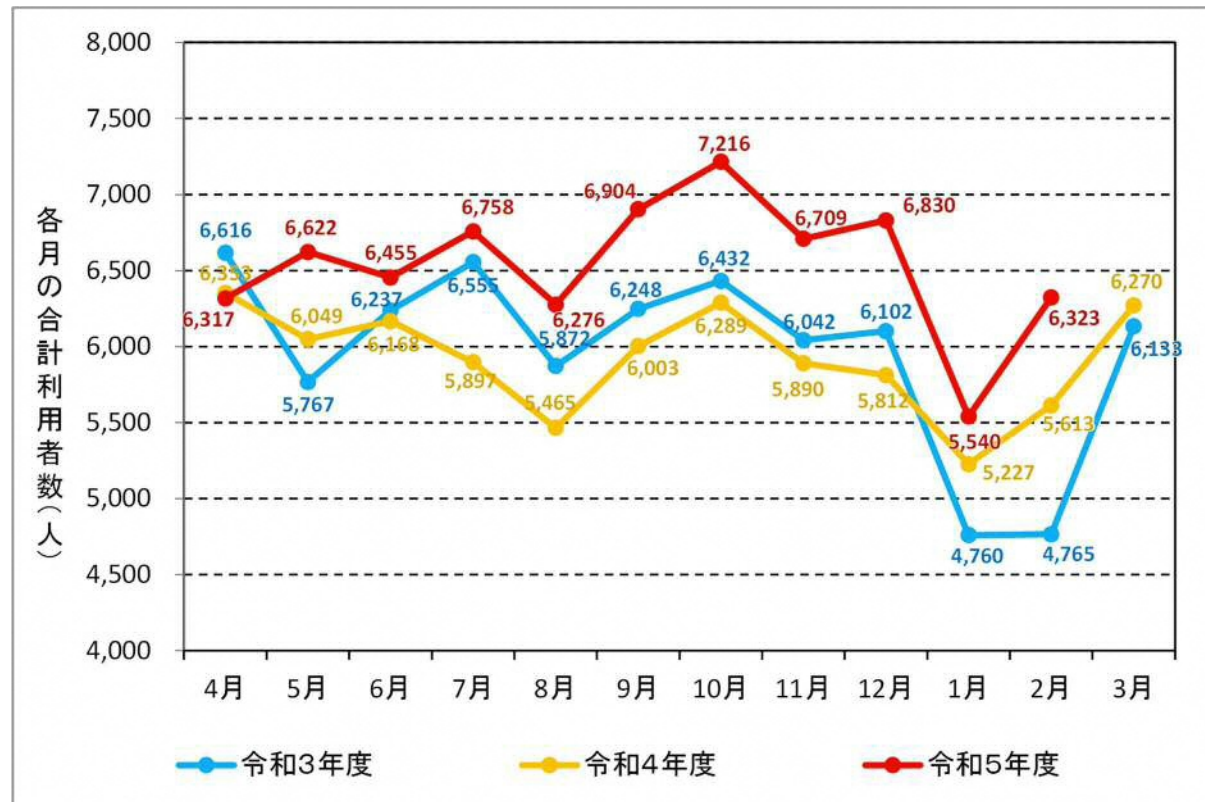
参加者数161人、景品当選者数96人、QRコードアクセス数2,375人





## 1-2. 豊川市コミュニティバス利用者数の推移

・豊川市コミュニティバス全10路線の合計利用者数の推移は以下のグラフのとおり。



豊川市コミュニティバス利用者数の推移

### ※ 路線の主な見直し

- 平成24年10月 1日：一宮地区地域路線の路線変更  
(2路線<東回り、西回り>に1路線<中回り>追加)
- 平成24年10月 1日：御油地区地域路線の運行開始
- 平成25年 5月 1日：豊川市民病院の移転に伴う路線再編  
(豊川国府線、ゆうあいの里小坂井線、音羽線、御津線の豊川市民病院経由)
- 平成28年10月 1日：ダイヤ及び運賃体系の変更  
(豊川国府線、音羽線、御津線の豊川市民病院以東を減便、豊川市民病院以西を増便。共通ゾーン設定。)
- 令和 3年10月 1日：路線及びダイヤの変更  
(豊川国府線、音羽線、御津線の豊川市民病院以東を廃止。豊川国府線の姫街道以北をゆうあいの里小坂井線へ移管し、豊川国府線をゆうあいの里八幡線、ゆうあいの里小坂井線を小坂井線に名称変更。)
- 令和 5年3月30日：イオンモール豊川開業に伴う路線延伸  
(ゆうあいの里八幡線、小坂井線、音羽線、御津線をイオンモール豊川へ延伸。)

## 1-3. 路線別の利用者数推移

・令和5年5月からは、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、基幹路線を中心として利用者数が増加。

路線名	令和3年度												R2との比較		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和3年度合計	増減数	増減率
ゆうあいの里八幡線 (豊川国府線)	654	582	620	590	541	618	761	825	724	558	643	756	7,872	+1,919	+32.2%
千両三上線	763	721	790	781	755	758	913	785	952	682	675	909	9,484	+196	+2.1%
小坂井線 (ゆうあいの里小坂井線)	706	572	667	746	684	696	530	534	514	404	370	499	6,922	-509	-6.8%
一宮線	1,080	916	893	1,145	1,031	1,035	1,124	1,070	1,104	957	897	1,152	12,404	+1,345	+12.2%
音羽線	858	820	863	822	815	781	759	686	686	489	560	702	8,841	-1,304	-12.9%
御津線	567	390	472	500	466	474	308	343	377	311	272	344	4,824	-1,073	-18.2%
つつじバス (音羽地区地域路線)	837	760	813	830	725	751	857	733	745	590	634	789	9,064	+197	+2.2%
ハートフル号 (御津地区地域路線)	247	237	269	228	84	235	209	213	177	144	160	169	2,372	-466	-16.4%
本宮線のんほい号 (一宮地区地域路線)	381	311	286	344	244	331	380	340	309	272	198	318	3,714	+356	+10.6%
ごゆりんバス (御油地区地域路線)	523	458	564	569	527	569	591	513	514	353	356	495	6,032	-261	-4.1%
合計	6,616	5,767	6,237	6,555	5,872	6,248	6,432	6,042	6,102	4,760	4,765	6,133	71,529	+400	+0.6%

路線名	令和4年度												R3との比較		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和4年度合計	増減数	増減率
ゆうあいの里八幡線	856	775	842	757	690	850	767	744	809	793	780	903	9,566	+1,694	+21.5%
千両三上線	838	797	886	885	757	754	845	794	781	674	757	890	9,658	+174	+1.8%
小坂井線	484	445	490	446	468	562	618	609	609	503	524	658	6,416	-506	-7.3%
一宮線	1,134	1,169	1,057	950	864	880	890	798	775	882	1,003	1,111	11,513	-891	-7.2%
音羽線	756	736	684	675	640	698	851	793	757	621	692	751	8,654	-187	-2.1%
御津線	370	350	426	395	409	391	460	402	406	334	322	337	4,602	-222	-4.6%
つつじバス (音羽地区地域路線)	894	763	715	763	722	744	795	779	776	662	697	727	9,037	-27	-0.3%
ハートフル号 (御津地区地域路線)	212	232	248	168	87	249	228	230	219	184	223	198	2,478	+106	+4.5%
本宮線のんほい号 (一宮地区地域路線)	301	305	338	291	291	334	330	345	217	222	235	274	3,483	-231	-6.2%
ごゆりんバス (御油地区地域路線)	508	477	482	567	537	541	505	396	463	352	380	421	5,629	-403	-6.7%
合計	6,353	6,049	6,168	5,897	5,465	6,003	6,289	5,890	5,812	5,227	5,613	6,270	71,036	-493	-0.7%

路線名	令和5年度												(※)R4との比較		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和5年度合計	増減数	増減率
ゆうあいの里八幡線	926	1,017	1,004	906	856	1,202	1,068	909	891	809	961		10,549	+1,886	+21.8%
千両三上線	875	956	975	1,026	1,001	1,022	1,088	894	901	695	814		10,247	+1,479	+16.9%
小坂井線	556	527	563	538	535	538	578	580	574	466	612		6,067	+309	+5.4%
一宮線	1,142	1,219	1,074	1,186	1,034	1,154	1,346	1,307	1,297	1,009	1,177		12,945	+2,543	+24.4%
音羽線	747	727	716	803	759	779	838	816	906	709	721		8,521	+618	+7.8%
御津線	464	467	482	540	565	560	548	465	514	422	459		5,486	+1,221	+28.6%
つつじバス (音羽地区地域路線)	775	812	781	860	760	725	805	770	805	617	703		8,413	+103	+1.2%
ハートフル号 (御津地区地域路線)	230	251	264	243	153	284	295	302	266	254	284		2,826	+546	+23.9%
本宮線のんほい号 (一宮地区地域路線)	258	257	247	248	233	246	243	331	306	277	303		2,949	-260	-8.1%
ごゆりんバス (御油地区地域路線)	344	389	349	408	380	394	407	335	370	282	289		3,947	-1,261	-24.2%
合計	6,317	6,622	6,455	6,758	6,276	6,904	7,216	6,709	6,830	5,540	6,323	0	71,950	+7,184	+11.1%

(※) R4との比較は、令和4年度4月～2月と令和5年度4月～2月との比較  
— 前年比10%以上増加 — 前年比10%以上減少



## 2. 【協議事項(1)】一宮地区地域路線「十部公会堂前」バス停付近のルート変更

- 市道足山田大木線の道路改良工事（工期：令和6年2月12日（月）～令和6年10月6日（日）（予定））に伴い、一宮地区地域路線（中回り）の「十部公会堂前」バス停から「旧二部公会堂前」バス停の一部区間が通行止めとなった。
- 一宮地区地域路線（中回り）は、道路運送法第17条（やむを得ない事由（工事））を適用して迂回路を運行。
- 令和6年1月、発注者（県）に工期の詳細を確認。工期は3年間程度となることが判明。
- 令和6年1月、愛知運輸支局に相談。令和6年5月1日（水）付けで既存ルートを休止し、迂回路をバスのルートとして新設することとなった。
- 迂回路の新設に伴い、「十部公会堂前」バス停と「旧二部公会堂前」バス停区間の距離は0.3km（迂回路設定前：1.7km、迂回路設定後：2.0km）延長となるが、ダイヤの変更はなし。



**新設ルート確認状況**  
 令和6年1月18日（木）運行事業者確認済  
 令和6年2月 2日（金）公安委員会確認済  
 令和6年2月 8日（木）地域協議会関係者確認済

### 3. 【協議事項（2）】豊川市地域公共交通会議の廃止

#### 3-1. 廃止の目的

- ・令和6年度から次期計画の策定協議を開始予定。
- ・次期計画の策定協議を行う新たな会議体を設置するため、令和6年3月末日をもって豊川市地域公共交通会議を廃止する。

#### （参考1）次期計画の概要

- ・次期計画は、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な施策の推進を図る「総合交通戦略」とする。
- ・次期計画は、総合交通戦略に紐づく補助金の他、公共交通計画に紐づく補助金も活用するため、公共交通計画を内包した計画とする。

#### （参考2）総合交通戦略と公共交通計画の違い

- ・次期計画（総合交通戦略）と現計画（公共交通計画）の違いは以下のとおり。
- ・計画で定める策定項目については概ね同じ。
- ・総合交通戦略は交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な計画であるのに対し、地域公共交通計画は公共交通に特化した計画である。

	総合交通戦略（※1）	地域公共交通計画（※2）
所管部局	国土交通省 都市局	国土交通省 運輸局
計画概要	交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図る計画	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす計画
根拠法令等	都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年～）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年～）
策定項目	都市における現状及び課題 都市が目指す将来像 総合交通戦略の区域 目標達成に必要な施策・事業 関係者の役割分担を踏まえた実施プログラム 推進体制 その他必要な事項	基本的な方針 計画の区域 計画の目標 目標を達成するために行う事業・実施主体 計画の達成状況の評価に関する事項 計画期間 その他必要な項目
補助金	国庫補助金（都市・地域交通戦略推進事業）の支援を受けやすくなる（「交通結節点整備」等）	国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業）の交付要件 {「コミュニティバスの運行に対する補助金（地域内フィーダー系統確保維持費補助金）等」}

（※1）国土交通省 都市局「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～（令和4年改訂版）

（※2）国土交通省「地域公共交通計画の作成と運用の手引き 第4版」（令和5年10月）

## 【参考】（仮称）豊川市交通協議会設置要綱（案）

- ・交通協議会の設置に伴い、令和6年4月1日付けで交通協議会の設置要綱を制定する。
- ・設置要綱の制定にあたり、委員体制を見直し、道路運送法の改正（令和5年10月1日施行）に伴う運賃協議方法の変更を反映させる。

### ①委員体制の見直し

- ・迅速に計画を策定するため、会長を市長から都市整備部に属する事務を担当する副市長に変更する。
- ・監査体制強化のため、監事を1名から2名に変更する。

### ②道路運送法の改正に伴う運賃協議方法の変更内容

- ・従来、公共交通会議にて協議していた運賃について、独占禁止法のカルテルにあたらないう、新たな協議会（運賃料金部会）を設置して協議することになった。
- ・また、協議会（運賃料金部会）の開催にあたり、事前に公聴会の開催等により、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととなった。
- ・法改正前後の運賃協議方法は以下のとおり。

### ○法改正前（～令和5年9月30日）の運賃協議方法

**地域公共交通会議において協議を調え、国土交通大臣に提出。**

<道路運送法（抜粋）>

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条（略）

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

### ○法改正後（令和5年10月1日～）の運賃協議方法

**公聴会の開催等の措置を講じ、新たな協議会（運賃料金部会）において協議を調え、国土交通大臣に提出。**

<道路運送法（抜粋）>

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条（略）

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

- 5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。